2) ティナ　ミンコウィッツの第 19 回障害者権利条約委員会開会式でのスピーチ

Center for Human Rights of Users and Survivors of psychiatry
ティナ　ミンコウィッツ
2018 年 2 月 14 日

おはようございます　発言の機会を与えていただいてありがとうございます
許可を受けて、参加できない活動家による言葉とともにわたしの声明を読ませていただきます
精神医療ユーザー/サバイバー人権センターは法的能力に関する能力構築、非自発的拘禁と強制医療の廃止に向けての能力構築に向けた権利主張活動を行っています。
私たちは二つの懸念を提起するとともに、センターの現在の活動について報告したいと思います
第一に、共同のレポートを国内で連携して準備する時に、報告過程において精神科のユーザー/サバイバーは不利益な立場に置かれているということが、明らかになりつつあるということです。障害者権利条約の作成過程と違って、私たちの組織は多くの場合、これらの共同作業においてめったに対等なパートナーとなっていません。彼らは差別、そして自らの主張の不本意な妥協を体験し、またこうした共同連携に参加するために周辺化されざるをえないのです。連携組織の中には、加えて、国家とのつながりや、あるいはサービス提供者そして障害者の家族団体の影響によって土台を崩されている場合もあります。精神医療ユーザー・サバイバーの周辺化は、共同のレポーと作成、各国審査の際のブリーフィング、そして委員会との他の関係づくりにおいて、不適切に代弁代理されるという事態を導きます。各国のブリーフィングにおいて、それぞれの障害者団体ではなくて、連携共同組織を優先するという委員会のやり方は、残念ながらこうした周辺化をもたらしています。
私たちは委員会に対して、すべての障害者の関係者にジュネーブでの集まりに出席する資金も含めパラレルレポートを提出する平等な機会を保障し、自らの課題について尊重されるそれぞれの関係者のリーダーシップを保障するために求められている、市民社会へのガイダンスを提供するように求めます。
第二に、私たちは委員会に対して、14 条ガイドラインが公的番号とともにすべての国連公用語でだされることを求めます。それが不可能ならば、委員会はガイドラインを基本文献として 14 条一般的意見の起草過程に入るべきです。
さらに、委員会はすべての個人通報への審査において、一貫して一般的な強制医療のみを 15 条違反と名指しにするのみならず、精神の変容をもたらす薬の使用も含む精神科の強制的介入について取り分けて 15 条違反と名指しにするべきです。これらの投薬は正当な理由のある化学的拘束衣として知られており、人の身体と精神に不可逆的な衝撃をもたらすものです。私自身もこのあと 40 年間この衝

撃を体験しています。14 条と 15 条の一般的意見は、この広範に広がった致命的な障害に特化した暴力の形態に対して 15 条を適用することを正当化する完全な文献となる機会を提供します。
最後に私たちのニュースと活動を共有します
最初に、精神医療サバイバーの視点から障害者権利条約のトレーニングコースを提供しています。ぜひサイト crpdcourse.org を訪れて詳細お問い合わせください。
次に拘禁と強制医療の完全な廃止に向けたキャンペーンを継続して、私たちは、インターネットで参加できるメールグループ、フェイスブックグループそして定期的な電話会議を開催しています。
ありがとうございました

連絡先:
Tina Minkowitz
tminkowitz@earthlink.net
www.chrusp.org

(邦訳　山本眞理)
英文（以下に国連機関および NGO の発言一覧が載っています）
http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=1204&Lang=en

記事掲載　2018 年 2 月 25 日